

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 3 月 13 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 46 号 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
- 第 47 号 小中学校長の人事異動について
- 第 48 号 県立学校長の人事異動について
- 第 49 号 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第 50 号 図書館館長の人事について
- 第 51 号 博物館館長の人事について

2 報 告 事 項

- (12) 小中学校教頭の人事異動について
- (13) 県立学校教頭の人事異動について
- (14) 高等学校に在籍する難聴の生徒に対する「通級による指導」について

3 その他報告

- (22) 県立八ヶ岳スケートセンターの今後のあり方と運営方針について

議案第 46 号

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

健康診断の種別及び項目の追加等に伴い、健康診断の種別及び項目について所要の改正を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁福利給与課

題名	山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
趣旨	健康診断の種別及び項目の追加等に伴い、健康診断の種別及び項目について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部が改正され（平成29年8月1日公布、平成30年4月1日施行）、健康診断の検査項目が改められた。 ○ 規程に定めのある結核検診については、平成21年度の労働安全衛生規則の一部改正により廃止される一方で、規程に定めのない大腸がん検診については、平成26年度から既に実施されているなど、規程で定める健康診断の種別及び項目を見直す必要がある。 ○ このため、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 訓令改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定期健康診断から結核健康診断を削除し、胸部エックス線検査を検査項目に加える。 (2) 検査項目中「エックス線間接撮影」を「エックス線検査」に改める。 (3) 大腸がん検診を加える。 (4) 生活習慣病健康診断に腎機能検査を加える。
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第		号	
山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	平成三十年三月	日	
県立学校	県総合教育センター	県立文学館	県立考古博物館
県立博物館	県立美術館	県立図書館	埋蔵文化財センター
教育事務所	庁中一般		

山梨県教育委員会		教育長 守屋 守	
山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令			
山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）			
の一部を次のように改正する。			
第十二条の表定期健康診断の項を次のように改める。			
定期健康診断	イ	問診	
	ロ	身長、体重、腹囲及び視力	
	ハ	胸部エックス線検査	
	ニ	尿検査	
	ホ	血圧測定	
	ヘ	診察	

山梨県教育委員会安全衛生管理規程新旧対照表

新		旧	
<p>(健康診断)</p> <p>第十二条 職員の健康診断は、職員として採用する場合（総括安全衛生管理者が健康診断を行う必要があると認める場合に限る。）及び毎年定期に一回以上次の表の上欄に定める種別に応じ下欄に定める検査項目について実施するものとする。</p>		<p>(健康診断)</p> <p>第十二条 職員の健康診断は、職員として採用する場合（総括安全衛生管理者が健康診断を行う必要があると認める場合に限る。）及び毎年定期に一回以上次の表の上欄に定める種別に応じ下欄に定める検査項目について実施するものとする。</p>	
種別	検査項目	種別	検査項目
定期健康診断	イ 問診 ロ 身長、体重、腹囲及び視力 ハ 胸部エックス線検査 ニ 尿検査 ホ 血圧測定 ヘ 診察	定期健康診断 結核健康診断 (一次) イ 問診 ロ 胸部エックス線間接撮影 (精密) イ 問診 ロ 喉頭検査 ハ 胸部エックス線直接撮影 一般健康診断 イ 問診 ロ 身長、体重、腹囲及び視力 ハ 尿検査 ニ 血圧測定 ホ 診察	
胃検査	イ 問診 ロ 胃部エックス線検査	胃検査	イ 問診 ロ 胃エックス線間接撮影
略		略	
肺がん検診	イ 問診 ロ 胸部エックス線検査の再撮影	肺がん検診	イ 問診 ロ 胸部エックス線間接撮影の再撮影

1

	ハ 喉頭検査		ハ 喉頭検査
大腸がん検診	イ 問診 ロ 便潜血検査		
生活習慣病健康診断	イ、リ 略 ス 聴力検査 ハ 腎機能検査 ケ 保健指導	生活習慣病健康診断	イ、リ 略 ス 聴力検査 ハ 保健指導
略		略	

2

議案第 47 号

小中学校長の人事異動について（別途資料配付）

議案第 48 号

県立学校長の人事異動について（別途資料配付）

議案第 49 号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

提案理由

平成31年度から山梨県立峡南高等学校の設置学科を改編することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校改革・特別支援教育課

題名	山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
趣旨	平成31年度から山梨県立峡南高等学校の設置学科を改編することに伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 別表を次のように改正する。</p> <p>峡南高等学校の設置学科について、「クラフト科」を削除する。</p>
施行期日	平成31年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第	号
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。	
平成三十年三月 日	
山梨県教育委員会	
教育長 守 屋 守	
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則	
山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のよ	
うに改正する。	
別表山梨県立峡南高等学校の項中	電子機械科、クラフト科、土木システム科
を	電子機械科、土木システム科 に改める。

(施行期日)	1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)	2 山梨県立峡南高等学校のクラフト科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

山梨県立高等学校学則新旧対照表

新							旧						
別表（第一号関係）							別表（第一号関係）						
名称	位置	課程	種別	修業年限	昼夜別	設置学科	名称	位置	課程	種別	修業年限	昼夜別	設置学科
略							略						
校 略	山梨県立南都高等学校	山梨県南巨摩郡身延町三沢二、四一七番地	全日制	本科	三年	電子機械科、土木工学科	校 略	山梨県立南都高等学校	山梨県南巨摩郡身延町三沢二、四一七番地	全日制	本科	三年	電子機械科、土木工学科
略							略						

件名	<p>峡南高等学校クラフト科の閉科について</p>
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・大正12年 開校（峡南農工学校） ・平成25年 「県立高等学校基本整備構想」に基づき、4学科を電子機械科、クラフト科、土木システム科の3学科に改編。（一括募集に移行） ・平成28年 平成32年度新設高校の開校が決定（増穂商業・市川・峡南の統合）。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>新設高校の工業科では、産業界のニーズを考慮し、機械系及び土木系の2分野の学科を設け、クラフト科は設置しないこととなっている。</p> <p>但し、クラフト科で実施する金属加工のうち、宝飾加工に関する授業については、選択科目として存続させる。</p> </div> <p>※クラフト科卒業生数の推移</p> <p>平成27年度卒業生25名</p> <p>平成28年度卒業生25名</p> <p>平成29年度卒業生13名</p>
内容	<p>○ 改編の概要</p> <p>クラフト科については、平成31年度入試から募集停止し、平成32年度の卒業生をもって閉科とする。</p> <p>○ 改編の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に入学した生徒は、3年生になる平成33年度には新設校の校舎に移ることとなるが、新設高校にはクラフト科がないため、宝飾加工関係の機器以外の設置場所がない。 ・クラフト科の実習機器は数量も多く、木材加工に関する大型機械もあるため、新設高校の工業科実習室に仮設すると、機械系・土木系の実習が十分にできなくなる。 ・クラフト科の実習のみを峡南高校で行うとした場合には、移動時間を勘案すると、授業時間の確保に加え、ホームルーム指導や部活動時間の確保等において大きな影響が生じる。 ・1，2年次に木材加工等の実習を完了し、3年次には新設高校で宝飾加工の授業に特化する教育課程も考えられるが、新設高校への宝飾加工関係の機器は6名分のみ移設の予定であるので、クラフト科の生徒数は上限が6名となる。学習内容についても、3年次に設定するテーマが宝飾加工のみになってしまうので、1，2年次に学んだ内容を活かす場面が限られてしまう。

議案第 50 号

図書館館長の人事について（別途資料配付）

議案第 51 号

博物館館長の人事について（別途資料配付）

小中学校教頭の人事異動について（別途資料配付）

県立学校教頭の人事異動について（別途資料配付）

平成30年3月13日(定例教育委員会)

課室名 高校改革・特別支援教育課

件名 高等学校に在籍する難聴の生徒に対する「通級による指導」について

経緯

- 小中学校には、難聴の児童生徒のための特別支援学級が設置されており、ろう学校では、児童生徒の指導に関する助言・相談など、学級の支援にあたっている。
 - ・小学校に15学級18人、中学校に4学級4人、計19学級22人（H30.3.1現在）
- ろう学校では、小中学校の通常学級に在籍する難聴の児童生徒に対して、拠点校や在籍校への巡回による通級指導を行っている。
 - ・小学校9校10人、中学校9校12人(私立中2人含む)、計22人（H30.3.1現在）
- これまで、高等学校においては通級による指導を行うことができなかったため、難聴の生徒は高等学校進学後は、在籍校の要請に応じて、ろう学校教員が学校を訪問し、生徒本人へのコミュニケーションに係る相談支援、教員への教育環境の調整等に係る指導や研修支援などを実施してきた。
- 学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度から高等学校において通級による指導が制度化されたことに伴い、難聴生徒に対する切れ目ない指導の観点から、高等学校における難聴の生徒に対するろう学校の「通級による指導」を実施することとした。

内容

- 通級による指導の概要
 - (指導内容)
 - ・障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の「自立活動」に相当する）を行う。
 - (指導時間・回数)
 - ・通常の教育課程に「ろう学校の通級による指導」を加えて実施する。
 - ・指導時間は放課後とする。
 - ・指導回数は生徒の状況に応じて決定する（週1回、隔週1回、月1回等）。
 - (指導形態)
 - ・在籍する高等学校において、高等学校教諭免許状を有する、ろう学校の教員が巡回して指導を行う。
 - (単位認定)
 - ・単位認定は35時間で1単位。年間をまたぐことも可能とする。
 - (指導対象)
 - ・平成30年度は、1年生を対象として実施する。(2・3年生は、従来どおりろう学校が相談支援等で対応する)平成31年度以降、学年進行で対象を拡大する。
 - ・私立高等学校に在籍する生徒については、必要に応じて、ろう学校が相談支援等で対応する。

(平成30年3月13日)

所管所属

スポーツ健康課

件名

県立八ヶ岳スケートセンターの今後のあり方と運営方針について

経緯

○ 施設概要

名称：県立八ヶ岳スケートセンター

所在地：北杜市小淵沢町上の原 3989-1

規模：屋外人工スケートリンク(幅13m×1周400m)、管理棟、記録棟など

営業期間：毎年11月20日から翌年2月第2日曜日まで(期間中は無休)

○ これまでの経緯

平成23年度の行政評価アドバイザー会議において、廃止又は運営方法の改善との評価結果が出された。

このため、24年度に県、北杜市、スケート連盟などで「施設のあり方検討会」を設置し、検討を行った結果、利用者数を13,897人(H24)から18,080人(H28)に増加させる条件を設定し、当面、存続することになった。

29年度には、当条件の達成状況を検証するとともに、30年度以降のセンターのあり方(存廃)などを検討することとしていた。

内容

○ 設定条件の検証

平成28年度の利用者数が目標の18,080人を上回る18,390人となり、目標を達成した。

○ 検討の状況

11月		12月		1月		2月	
15日 第1回庁内評価委員会	17日 第1回あり方検討会 (北杜市、県スケート連盟など)	1日 第2回あり方検討会		16日 スポーツ推進審議会 (外部委員15名)	30日 第2回庁内評価委員会	9日 スポーツ推進審議会	



○ 今後の施設のあり方

スポーツ推進審議会などからの意見を踏まえ、利用者数などの新たな目標を設定した上で、平成34年度まで存続する。

※「施設の役割」と「運営方針」は別紙のとおり

施設の役割

当センターの設置目的や利用の特徴を踏まえ、施設が担う役割は次のとおりとする。

- (1) スケートの普及振興及びスピードスケート競技のジュニア選手育成や競技力の向上を目的とした施設
- (2) 小中学校が、スケート教室を開催する学校教育で利用する施設
- (3) 県民の健康増進や観光客のレジャー利用を目的とした施設

運営方針

- 公の施設運営の考え方としては、利用の最大化とコストの最小化を図ることが必要であり、これを達成するため、新たな目標を設定

年間利用者数目標：18,080人(H28) → 21,735人(H34)

年間利用料収入目標：約690万円(H27~28) → 約950万円(H34)

※ 次期指定管理期間中の、H32年度に利用状況を検証する。

- コストを抑えた効率的な管理運営を行うため、指定管理制度による管理運営を継続

指定管理料目標：約5,100万円(H27~28) → 約4,600万円(H34)

※ 今後の利用者数目標について



